

おためし協力隊ガイドライン

1 身分・待遇について

	おためし協力隊	協力隊
身分	ボランティア	市の非常勤嘱託職員
報酬等	なし	月額 160,000 円 (12月～3月は 180,000 円)
手当等	滞在手当 4,000 円/活動日 ※主に、地域の方への謝礼として 使ってください ・市街地まで送迎してもらった ・食事をご馳走してもらった 等	原則、なし
住居	募集地区が用意 (地区と家主とで交渉)	隊員が賃借 (地区から紹介) 市から実費を支給 (上限 30,000 円)
車両	車両なし 活動中は、募集地区の人が同行	車両あり
活動日 活動時間	指定あり (原則、委嘱の際に指定される)	指定なし (年間の総活動時間数のみ指定あり)
その他	活動に際する協力謝礼は、 市から地区に支払うので、 気にしなくて大丈夫です。	

2 募集対象

以下のいずれも満たすこととする。

- ① 地域住民と協力し誠実に地域おこし活動に取り組むことができる人
- ② 普通自動車免許を有し、日常的に運転している人
- ③ 十日町市以外の都市地域等に住民票を置いている人で、十日町市に滞在できる人
(住民票の移動は要しない)
- ④ パソコン操作 (メール送受信、ワープロ及び表計算) ができる人

3 委嘱期間と活動日について

各地区の世話人さんと相談し、定めます。

4 面接までの流れについて

おためし協力隊の任期満了時点で、募集地区側に最終確認をとるので、応募者ご自身の意向をそれまでに募集地区に伝えておいてください。

その後、2週間以内を目途に、非常勤嘱託職員の面接選考を実施します。

5 その他

おためし協力隊の期間中は、住民票を十日町市に移さないでください。十日町市地域おこし協力隊の応募要件になっているため、その内定が出てから移すようにしてください。